

東かがわ市でマイ・ホーム！

東かがわ市若者住宅取得補助金制度をご活用ください

東かがわ市では、市内で住宅を取得し、定住する人に補助金を交付します。

申請日時点で満 40 歳以下の方（申請者又はその配偶者）が、東かがわ市内で自己名義の新築・中古住宅を取得するときに、取得費用の一部を補助します。

若者住宅取得補助金

最高 100 万円!!

◆ 申請できる方

2018 年 4 月 1 日以降に申請し、新規に自己名義の住宅を取得する申請者又はその配偶者が満 40 歳（補助金申請時点）以下の者。

ただし、市税等の滞納がないこと。

共有名義の場合は、持分が 1/2 以上の者（持分が 1/2 の場合は、持ち主のいずれか一方が申請できます。）

◆ 補助する金額

① 新築する場合（建売住宅を含む）

- ・ 住宅取得費の 10%（契約相手方が市内事業者の場合は上限 100 万円
市外事業者の場合は上限 90 万円）

② 中古住宅を購入する場合

- ・ 中古住宅の購入費の 10%（上限 50 万円）

◆ 補助の対象となる経費

住宅取得費（住宅の建築工事請負契約金額または売買契約金額とします。）

◆ 制度終了日

2021 年 3 月 31 日

【申請に必要な書類】

- ① 若者定住促進補助金交付申請書
- ② 収支予算書
- ③ 市内定住誓約書
- ④ 住宅取得における申出書 ※中古住宅取得者のみ
- ⑤ 住民票（世帯全員）、または外国人登録原票記載事項証明書
- ⑥ 住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ⑦ 住宅の位置図および宅内見取図
- ⑧ 取得予定地の現況写真
- ⑨ 前住所地の完納証明書または非課税証明書 ※市外からの転入者のみ

【申請・問い合わせ先】

東かがわ市総務部地域創生課

TEL : (0879) 26-1276 市内無料電話 : 8-26-1276 FAX : (0879) 26-1366

申請方法及び提出書類

1. 交付の申請

【申請者】 建築工事請負契約又は売買契約締結後、下記書類の提出を求める。

- ①若者定住促進補助金交付申請書(様式第1号)
- ②収支予算書(様式第2号)
- ③市内定住誓約書(様式第3号)
- ④住宅取得における申出書 ※中古住宅取得者のみ
- ⑤住民票(世帯全員)、または外国人登録原票記載事項証明書
- ⑥住宅の工事請負契約書または売買契約書の写し
- ⑦住宅の位置図および宅内見取図
- ⑧取得予定地の現況写真
- ⑨前住所地の直近の完納証明書又は非課税証明書
※市外からの転出者のみ
- ⑩夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書
※⑤において補助対象者の要件確認ができない者のみ
(補助対象者が40歳を超え、その配偶者が40歳以下等)

2. 交付の決定

【市】 受付後、内容審査を行い、補助金の交付決定を行う。

- 若者定住促進補助金交付決定通知書(様式第4号) …市から申請者あて通知書を送付。

3. 実績報告

【申請者】 住宅の保存登記又は所有権移転登記の完了後、次の書類を提出してもらう。

- ①若者定住補助事業実績報告書(様式第7号)
- ②収支決算書(様式第9号)
- ③住宅の保存登記又は所有権移転登記の写し
- ④収支決算書の根拠となる書類(領収書、請求書など)
- ⑤取得住宅の状況を示す書類(平面図、住宅の写真など)
- ⑥若者住宅取得補助事業についてのアンケート

4. 補助金の額の確定

【市】 実績報告書を審査したうえで、補助金の交付額を確定する。

- 若者定住促進補助金交付確定通知書(様式第10号) …市から申請者あて通知書を送付。

5. 補助金の交付請求

【申請者】 補助金の確定通知に従い交付を請求する。

- 若者定住促進補助金交付請求書(様式第11号)

6. 補助金の交付

【市】 請求により、補助金を支払う。